裁決評釈

外国私法により成立した法律関係が信託に該当し、外国子会社合算税制の適用において法人税法第 12 条第１項の規定が適用されることから、特定外国関係会社の基準所得金額の計算上、信託財産たる株式に係る配当に相当する金額は、子会社から受ける配当等の額として控除されると判断した事例

－オランダ法を準拠法として成立した法律関係　信託該当性－

国税不服審判所　令和６年３月 14 日裁決（裁決事例集 134 号）

前名古屋国税不服審判所　首席国税審判官
江　崎　純　子

◆SUMMARY◆

本件は、オランダ法での法律関係が問題になった事案であるが、英米法以外の国の法律関係が我が国の「信託」に該当するか否か争った事例は、租税の裁判例、裁決例とも前例がない。

本件では、内国私法準拠説的なアプローチにより、オランダ法を契約準拠法とするオランダでの法律関係について、契約関係等を仔細に検討し、日本の信託法、税法をダイレクトにあてはめ、判断した。税法上の信託該当性の要件についても、我が国の信託法を基準として、信託の本質的要素が何であるかを明らかにして判断していることから、信託をめぐる外国法の法律関係の検討において、参考になるものと考える。

（令和７年 10 月 27 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目　　次

1　事案の概要…… 235
2　事実の概要…… 235
3　裁決要旨…… 238
4　検討…… 241
5　さいごに…… 245

１　事案の概要

本件は、内国法人であり連結親法人である審査請求人（以下「請求人」という。）が、請求人の外国子会社合算税制の基準所得金額の計算上、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」という。）第 39 条の 115 第１項第４号（令和２年改正前のもの）(1)に規定する子会社から受ける配当等の額があるとして、当該配当に相当する金額を控除して法人税等の連結確定申告等をしたところ、原処分庁が、当該金額は、子会社から受ける配当等の額に該当しないなどとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案である。

外国子会社合算税制では、特定外国関係会社が持株比率 25%以上の子会社から受ける配当等の額は、基準所得金額の計算上控除される（外国子会社合算税制において課税対象とならない。）が、本件では、外国子会社が、オランダで設立された財団（以下「本件オランダ財団」という。）を通じて、配当に相当する金額を受領していたため、当該金額が子会社からの配当に該当するか否かという点が問題になった。本件オランダ財団には株主等が存在せず、株式等の保有割合のみによれば、配当を支払った外国法人は請求人の「子会社」には該当しないことになる。

この点、請求人は、法人税法第 12 条第１項本文の規定により、本件オランダ財団と外国子会社の間のオランダ法により成立した法律関係が、我が国の税法上の信託に該当するとして、当該配当に相当する額は、外国子会社合算税制の適用において、特定外国関係会社の基準所得金額の計算上、子会社から受ける配当等の額として控除されると主張していたものである。これに対し原処分庁は、信託該当性を否定し、併せて、外国子会社合算税制における基準所得金額の計算において同項の規定は適用されない旨主張していたところ、審査請求においては請求人の主張が全面的に認められ、原処分が取消しとなった。

２　事実の概要

⑴　本件オランダ財団は、平成 23 年６月９日に、米国法人Ｋ社（以下「本件米国法人」という。）の代理人により、オランダにおいて設立された(2)。その際、設立証書（以下「本件設

(1)　本件は、令和２年改正前の租税特別措置法が適用された事案であり、現行法では、租税特別措置法第 66 条の６第２項第４号、同法施行令第 39 条の 15 第１項第４号となる。

(2)　この「財団」は、オランダ語の「Stichting」の翻訳であり、英語では「Foundation」と訳されているものである。この「Stichting」の性質は、 オランダ会議所によるインターネット上の情報によると以下のとおりである。

イ)　非営利の組織であり、財団の収入は、寄付、ローン、補助金、相続からである。事業を営むこともできるが、その利益は財団の目的や目的に充てられなければならない。

ロ)　設立のための最低資本の制限はなく、公証人が認証する設立証書によって設立され、設立証書には stichting の定款が含まれる。

ハ)　法人格を有し、商工会議所の商業登記簿に登録する必要がある。

ニ)　株主等は存在せず、理事会が全ての決定を下す。全ての理事は、商業登記簿に登録する必要がある。

ホ)　営利事業を行っている場合、法人所得税を支払う必要があるが、公益団体のステータスを取得することにより、税制上の優遇措置を受けることが可能である。

ヘ)　従業員を雇用することが可能であり、その場合、社会保険料や給与に関する税金を支払う必要がある。

なお、「Stichting」は、実際にいかなる目的でも設立可能であり、比較的簡単に設立できるようであり、

立証書」という。）が作成・宣言され、同日に効力発生している。

本件設立証書には、本件オランダ財団の設立目的や行動規範が定められており、本件オランダ財団の目的として、①N社（以下「本件ｈ法人２」という。）の株式（以下「本件株式」という。）を保有して管理するために、depositary　receipts(以下「本件ＤＲ」という。)を対価として本件株式の所有権を取得すること、②本件株式に係る議決権等を行使すること、③本件株式について支払われる配当金等を受け取り、そのまま本件ＤＲの保有者に対して引き渡すこと、④後述⑷の管理条項を遵守した上でこれらの目的を達成するためのあらゆる行動をすること、が定められている。また、同証書には、⑤本件オランダ財団の目的には本件株式を処分すること又は担保に供することは含まない､⑥本件オランダ財団は、本件ｈ法人２及び本件ＤＲの保有者の利益を可能な限り確保するように、本件株式に付与された権利を行使するものとする、⑦本件オランダ財団は、本件株式と連携した本件ＤＲのみを発行するものとする、旨も定められている。

⑵　M社（以下「本件ｈ法人１」という。）と本件ｈ法人２は、英国ｈ島に本店を有する外国法人であり、本件米国法人が本件ｈ法人２の株式を保有していたところ、平成 23 年６月 10 日を効力発生日として、本件オランダ財団と本件米国法人の間で発行契約（以下「本件発行契約」という。）が交わされ、本件米国法人が有していた本件株式が、本件オランダ財団に譲渡され、引換えに、本件米国法人は本件ＤＲの発行を受けた。本件発行契約には、上記⑴の本件設立証書及び後述⑷の管理条項受諾文書に従って、との定めがある。

⑶　本件米国法人、本件ｈ法人１及び本件オランダ財団は、平成 23 年６月 10 日を効力発生日として、本件米国法人が本件ＤＲを本件ｈ法人１に譲渡し、引換えに本件ｈ法人１から普通株式及び優先株式の発行を受けるとする、移転契約（以下「本件移転契約」という。）を交わした。本件移転契約には、本件設立証書及び後述⑷の管理条項受諾文書に従って、との定めがある。

⑷　本件オランダ財団、本件ｈ法人１及び本件米国法人のそれぞれの代理人は、平成 23 年６月 10 日、以下の内容を含む管理条項（以下「本件管理条項」という。）を採択することを宣言し、その内容について管理条項受諾証書を作成し効力発生とした。

本件管理条項には、①本件オランダ財団は、管理目的で本件株式の所有権を取得することの対価として、本件株式の全ての経済的利益を表章する本件ＤＲを発行すること、②本件ＤＲについては、いかなる証券も発行されないこと、③本件オランダ財団は、本件株式に係る全ての配当金等を受領すること、④本件オランダ財団は、配当金等を受領した後直ちに当該配当金等を支払可能な状態にし、本件ＤＲの保有者の指定する口座へ支払うとともに、当該配当金等を受領したことを本件ＤＲの保有者に対して通知すること、⑤本件株式に係る議決権等は、法令、本件設立証書及び本件管理条項を遵守した上で、理事会のみを通じて、本件オランダ財団の裁量により行使されること、が定められている。

なお、上記⑴から⑷のいずれの文書も、契約準拠法としてオランダ法を準拠とする旨、定められている。

財団に株式を移転させ議決権の過半数を財団に保有させることで敵対的乗っ取りを防止するなど、ファミリービジネスで多く活用されているようである。（長坂寿久「オランダの NPO セクター」季刊国際貿易と投資（Winter 2003）41-45 頁。

⑸　本件ｈ法人２の 100%子会社であるＱ社は、平成 31 年１月 22 日、本件ｈ法人２に 86,000,000 米国ドルの配当を支払うことを決議し、本件ｈ法人２は、同日に、株主である本件オランダ財団に対して同額の配当（以下「本件配当」という。）を支払うことを決議した。Ｑ社は、同日、本件ｈ法人１に対して、86,000,000 米国ドルを支払った。

⑹　請求人は、平成〇年〇月に本件米国法人の発行済株式の全部を取得し、令和２年１月１日から同年 12 月 31 日までの連結事業年度において、当該法人の発行済株式の全部を保有していた。また、平成 31 年１月１日から令和元年 12 月 31 日までの事業年度の末日の時点において、本件米国法人が本件ｈ法人１の発行済株式の全部を保有しており、本件ｈ法人１が、請求人の特定外国関係会社に該当することについて、請求人と原処分庁の間で争いはない。

図１　本件取引の概要

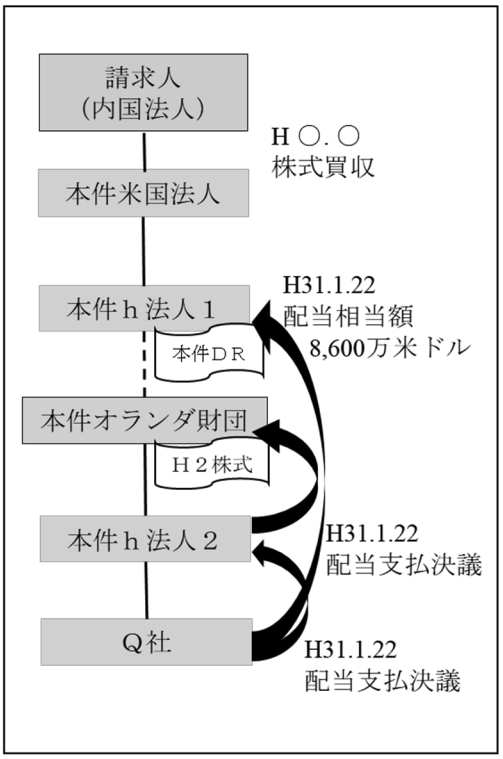
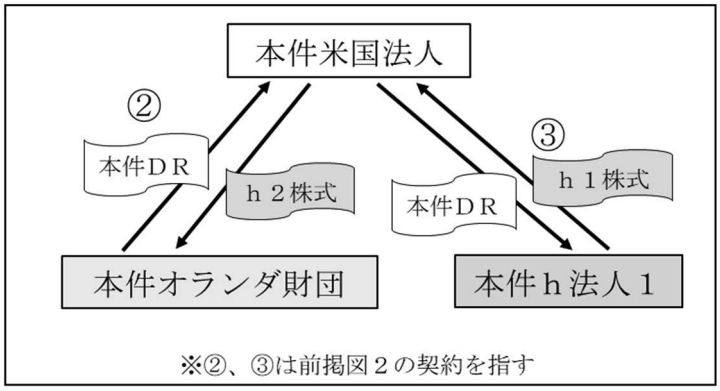


図２　本件オランダ財団設立、本件株式譲渡時の契約文書の概要（平成 23 年６月９日、10 日）

	名称	当事者	内容
①	本件設立証書 Deed of formation of a Dutch foundation	・本件米国法人	公証人の前で本件オランダ財団の設立を宣言する際の証書。本件オランダ財団の目的、行使可能な行為、制限事項が記載される。
②	本件発行契約 Issuance of depositary receipts agreement	・本件米国法人 ・本件オランダ財団	本件米国法人が、保有していた本件ｈ法人２の株式全部を本件オランダ財団に譲渡し、引換えにDR（depositary receipts）の発行を受けるというもの。①と④の文書に従って、との記載あり。
③	本件移転契約 Transfer of depositary receipts agreement	・本件米国法人 ・本件ｈ法人１ ・本件オランダ財団	本件米国法人が、本件 DR を本件ｈ法人１に移転し、引換えに本件ｈ法人１の株式の発行を受けるというもの。①と④の文書に留意する、との記載あり。
④	本件管理条項 Deed of adoption of terms and conditions of administration	・本件米国法人 ・本件オランダ財団 ・本件ｈ法人１	本件オランダ財団は、本件ｈ法人２株式の全ての配当金を受領し、受領後直ちに本件 DR の保有者（＝本件 h 法人１)の口座に支払うこと、本件 h 法人２の株式に係る議決権は、本件オランダ財団の裁量により行使される旨定める。

図３　平成23年６月　本件発行契約・本件移転契約の状況



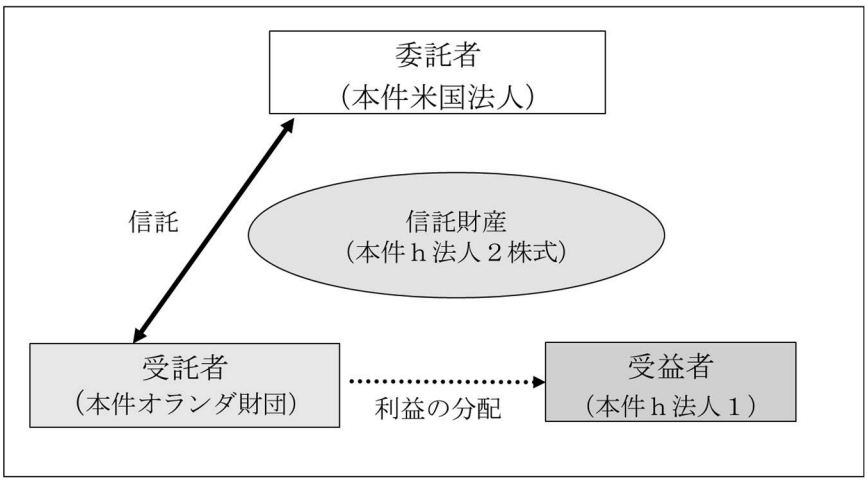
３　裁決要旨

原処分庁は、本件オランダ財団が本件株式と引き換えに本件ＤＲを発行する契約により成立した法律関係は、法人税法第 12 条第１項に規定する信託に該当せず、また、外国子会社合算税制における基準所得金額の計算において、同項の規定は適用されないから、本件配当に相当する金額は、措置法施行令第 39 条の 115 第１項第４号に規定する子会社から受ける配当等の額に該当せず、請求人の特定外国関係会社（本件ｈ法人１）の基準所得金額の計算上控除することはできない旨主張する。

しかしながら、下記⑴のとおり、平成 23 年 6 月 9 日及び 6 月 10 日の間に締結された前記２⑴ないし⑷の本件発行契約、本件移転契約、本件設立証書及び本件管理条項（以下「本件発行契約等」という。）における合意のうち我が国の信託法第３条第１号に規定する内容に当てはまる部分については、我が国の信託法上の信託契約に相当し、本件発行契約等により成立した法律関係は、法人税法第 12 条第１項に規定する信託に該当するものと認められる。また、下記⑵のとおり、外国子会社合算税制における基準所得金額を計算する場合においても、法人税法第 12 条第１項本文の規定の適用により、同項本文に規定する信託の受益者が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされると解される。

したがって、本件ｈ法人１は、同項本文の規定により、信託財産に属する資産である本件株式を有するものとみなされ、かつ、本件配当は受益者である本件ｈ法人１の収益とみなされるから、本件ｈ法人１の基準所得金額の計算上、本件配当に相当する金額は、措置法施行令第 39 条の 115 第１項第４号に規定する子会社から受ける配当等の額に該当し、控除される。

図４　裁決で認定された法律関係



⑴　本件発行契約により成立した法律関係が、法人税法第 12 条第１項に規定する「信託」に該当し、かつ、受益者等課税信託に該当するか否かについて

イ　法人税法第 12 条第１項に規定する「信託」の意義

租税法が私法上の概念を特段の定義なく用いている場合には、別意に解すべきことが租税法の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、それを私法上におけるものと同じ意義に解するのが法的安定性の確保に資することからすれば、法人税法第 12 条第１項に規定する信託は、信託法に規定されている信託と同じ意義に解するのが相当である。

ロ　信託法上の信託の意義

信託法第２条の規定上、ある法律関係が信託法上の信託とされるためには、①一定の財産が存在し、当該財産が受託者となるべき特定の者に帰属すること、②その特定の者が達成すべき目的（専らその特定の者の利益を図る目的を除く。）が定められていること及び③その特定の者が、②で定められた目的に従って、当該財産につき、管理又は処分

及びその他の当該目的の達成に必要な行為をする義務を負うことが定められていることが必要と解され、このような法律関係が、信託法第３条各号に掲げる方法によって生じたものと認められる場合には、信託法上、信託をすることになると解される。

ハ　あてはめ（我が国の信託法上及び法人税法上の信託の該当性）

本件発行契約及び本件移転契約は、本件設立証書及び本件管理条項の存在が前提となって成立しており、本件発行契約等で定められた内容については、その定められた限りにおいて、本件米国法人、本件ｈ法人１及び本件オランダ財団の間において合意がされたものと認められる。

本件発行契約等における合意内容に基づけば、本件発行契約等により成立した法律関係は、上記ロの①ないし③と同等であると認められ、また、当該法律関係は、我が国の信託法上の信託契約に相当する契約を締結する方法によって生じたものと認められることから、当該法律関係は、我が国の信託法上の信託の概念に相当するものと認められ、法人税法第 12 条第１項に規定する信託に該当するものというべきである（以下、本件発行契約等により成立した法律関係を「本件信託」という。）。

また、本件信託において、本件米国法人及び本件オランダ財団は、それぞれ我が国の信託法上の委託者及び受託者の概念に相当するものと認められ、本件株式は、我が国の信託法上の信託財産の概念に相当するものと認められる。

なお、法人税法第 12 条第１項は、同項本文を適用する信託（受益者課税信託）の範囲から、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託といった、ただし書信託(3)を除いているが、本件信託はただし書き信託のいずれにも該当せず、法人税法第 12 条第１項に規定する受益者等課税信託に該当すると認められる。

⑵　外国子会社合算税制の適用における法人税法第 12 条第１項の規定の適用

租税特別措置法（以下「措置法」という。）が規定する法人税法の特例に係る法律関係においては、特別法たる措置法が法人税法に優先して適用されるものの、措置法において法人税法の特例の規定がない法律関係に関しては、一般法たる法人税法の規定が適用されることとなる。法人税に係る納税義務、課税標準又は税額の計算に関する措置法の規定をみると、法人税法第 12 条第１項本文に規定する信託の信託財産に属する資産及び負債の帰属について特段の規定は定められていない。このことからすれば、法人税に係る納税義務、課税標準又は税額の計算に関する措置法の規定を適用する場合には、法人税法第 12 条第１項本文の規定の適用により、同項本文に規定する信託の受益者が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされることは明らかであり、このことは、外国子会社合算税制における基準所得金額を計算する場合においても同様であると解される。

上記⑴のとおり、本件発行契約等により成立した法律関係は、受益者等課税信託に該当すると認められ、本件ｈ法人１は、本件信託の受益者に該当することとなり、法人税法第 12 条第１項の規定により、本件ｈ法人１は、本件適用対象事業年度において本件信託の信託財産に属する資産である本件株式の全部を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に

(3)　本文信託（受益者等課税信託）では、受益者に対する発生時課税が原則であるが、ただし書き信託では、受益者に対する分配時課税（集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託）や受託者に対する発生時課税（法人課税信託）など、信託の類型によって課税ルールが異なる。

帰せられる収益である本件株式に係る配当は、受益者である本件ｈ法人１の収益とみなして法人税法の規定を適用することとなる。

４　検討

⑴　本裁決の意義

本件は、外国法により成立した法律関係が、我が国の税法上の信託に該当するか否かが問題になった事例であるが、外国の信託に関する事例としては、贈与税の事例で米国ニュージャージー州法に基づき設定された信託において、相続税法（平成 19 年法律 6 号による改正前のもの）第４条第１項における「信託行為」「受益者」に該当すると判断した平成 25 年の名古屋高裁の裁判例がある(4)。当該事例では、当該信託が外国法を準拠法としている点について特段の考慮は示されず、事実関係に対し、我が国の信託法の規定及び相続税法上の信託に関する規定をそのまま適用し判断している。

本件では、英米法のような信託法が存在しない、オランダ法での法律関係が問題になったため、外国法における信託該当性を考慮する必要は全くなく、我が国の税法上の信託該当性の要件をどうみるか、また本件の事実関係をどのように当該要件にあてはめていくかがダイレクトに問題になった。英米法以外の国の法律関係が我が国の「信託」に該当するか否か争った事例は、租税の裁判例、裁決例とも前例がなく、そもそも信託法がないオランダにおいて、「信託」という法律関係を考えることができるのかという疑問がまず生じるところである。この点、信託は、英米法の国を中心に発展してきたものとはいえ、その起源は大陸法の概念にも関係しているものである(5)とされており、ドイツ、フランス等でも信託類似の制度がある(6)こと、また、信託そのものは、当事者の契約によって成立するものであることを考えれば、オランダにおいて我が国の「信託」に類似した法律行為が行われることはあり得ることであろう。問題は、外国法により成立した法律関係を、我が国の税法の解釈として、どのように判断するかということである。

以下、本裁決における信託該当性の判断部分を中心に検討する。

⑵　法人税法における「信託」の概念

法人税法には「信託」そのものについて定義した規定はなく、同法の条文自体から用語の意味を明確には解釈できない。一方で、信託法第２条（定義）第１項は「信託」を明確に定義しており、本裁決は、まず、法人税法 12 条１項に規定する「信託」が、信託法に規定されている「信託」と同じ意義に解するのが相当であるとした。

租税法上の概念について、借用概念は他の法分野で用いられている概念と同じ意義に解すべきとする統一説が、我が国においては法的安定性の見地から、学説上広く支持され、また判例も同様の立場に立つと解されており(7)、本裁決も同様の考え方に立つものである。

⑶　外国私法により成立した法律関係に係る我が国租税法の適用

(4)　名古屋高裁平成 25 年４月３日判決（訟月 60 巻３号 618 頁）。最高裁平成 26 年７月 15 日上告棄却、不受理決定により確定。

(5)　中里実「信託法理の生成」『信託課税研究の道標』13－17 頁（有斐閣、2019）。

(6)　広川裕一=矢内一好『国別でよくわかる！海外信託による相続の税務＆法務』8、9 頁（第一法規、2018）。

(7)　谷口勢津夫『税法基本講義（第５版）』46 頁（弘文堂、2016）。

次に、本件発行契約等はオランダ法が契約準拠法とされているところ、私法上、日本の信託法の規定する法的効果が当然に生ずるというわけではない。租税法の適用において借用概念を用いるとしても、それは日本の法律を前提にしたものであるとすれば、外国の私法を前提に成立した法律関係について、どのようにわが国の租税法の概念をあてはめるか、という問題がある。前記⑵の統一説からすれば、内国私法準拠説（我が国の租税法上の借用概念は、我が国の憲法の下での私法を前提にしているのであるから、我が国の私法により判断されるべきとする見解）が親和的であるものの、この点について、外国私法準拠説（我が国の租税法上の借用概念は、私法上の取扱いを尊重して、契約準拠法により判断されるべきとする見解）など学説上も様々な見解があり、議論される場面も様々である。代表的な裁判例をいくつかみてみたい。

イ　米国デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ（ＬＰＳ）に係る法人該当性が争われた事例

米国デラウェア州法に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップが所得税法及び法人税法に規定する外国法人に該当するか否かが争われた平成27年の最高裁判決[8]では、外国事業体が我が国の租税法上の法人に該当するか否かの判断方法につき、まず、①外国事業体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討し、それができない場合に、②外国事業体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して、判断すべきものと判示した。

同判決の最高裁判所判例解説[9]においては、「外国私法基準説又は内国私法基準説[10]の一方のみを採用するものではなく、両者の見解を踏まえた上でいわばこれを統合した判断方法を定立したものということが可能である」とした上で、「本判決は、内国私法基準説の考え方を基本にするものと評価することが可能であり、同説の考え方を基本とした上で「外国事業体が権利義務の帰属主体であると認められるか否か」との属性を判断要素と捉えたものと考えられる」とされている[11]。

内国私法基準説によった場合でも、我が国の私法における要件や考慮要素は様々であり、外国私法に、どこまで我が国の私法との類似性を求めるかが問題になるのであるが、この点、最高裁は、②の「権利義務の帰属主体であるか否か」の属性を判断基準としたことについて、「我が国においては、ある組織体が権利義務の帰属主体とされることが法人の最も本質的な属性であり・・・・納税義務者とされる者の範囲は客観的に明確な基準により決せられるべきであることを考慮」して、と理由づけている。このことからす

(8)　最高裁平成 27 年 7 月 17 日第二小法廷判決（民集 69 巻 5 号 1253 頁）。

(9)　衣斐瑞穂「最高裁判所判例解説民事篇平成 27 年度（下）」349 頁（2015）。

(10)　衣斐・前掲注(9) 357 頁では、以下のように定義している。
外国私法基準説：外国事業体の設立準拠法（地域）の法令により、当該外国事業体に法人格を付与する旨が規定されているか否かを検討すべきとする見解
内国私法基準説：我が国の私法において法人がいかなる属性を有するとされているかを探求した上で、当該外国事業体がそのような属性を有するかにより法人該当性を判定すべきとする見解

(11)　衣斐・前掲注(9) 360 頁（2015）。

れば、内国私法を基準に判断する場合、細部まで我が国の制度と類似であることは求められず、本質的な属性が同じであること、また客観的かつ明確な基準で、類似性を判断することが求められることになると考える。

ロ　外国法を準拠法とした場合の法人税法上の固定資産に係る「取得」概念が争われた事例

ニューヨーク州法を準拠法とする国際契約において、法人税法上の固定資産の「取得」の概念が問題となった平成 28 年東京地裁の例(12)がある。この裁判例では、「私法上の法律行為としての本件各契約による所有権移転の時期については、本件各契約の準拠法である同州法に基づく法律関係の規律を前提とした上で、我が国の租税法規における固定資産の取得の根拠となる経済事象としての実体を備えた行為として、我が国の民法上の所有権移転に相当する実質を備えた私法上の法律行為が行われたと認められる時期がこれに当たるものと解するのが相当である。」と判示された。

当該事例では、契約文言の翻訳も問題になっており、日本の民法と契約準拠法であるニューヨーク州法の両方を参照して裁判では判断されているが、これについて、租税法の解釈に際して私法が参照される場合と、取引の前提として私法が問題になる場合があり、前者については日本の私法に依拠し、後者については契約準拠法（外国法）に基づいて判断したものと解する見解(13)がある。

ハ　租税回避行為の有無が争点となる事案において、準拠法が適用されるか否かが争われた事例

英国法を準拠法とする再保険契約において、租税回避行為の有無が問題となった平成 22 年東京高裁の例(14)がある。この裁判例では、「契約に関する準拠法は、当事者の指定により決定されるが（法の適用に関する通則法 7 条）、本件のような租税回避行為の有無が争点となる事案においては、適用する法律を当事者の自由な選択によって決定させるならば、当事者間の合意によって日本の課税権を制限することが可能となり、著しく課税の公平の原則に反するという看過し難い事態が生ずることになるから、同法 42 条の適用によって、外国法の適用を排除し、国内公序である日本の私法を適用すべきである。」と判示している。この事例は、我が国租税法が我が国の私法上の考え方を前提としているから、という従来の内国私法準拠説の考え方ではなく、課税の公平（公序）の見地から、当事者が選択した外国法の適用を認めないという考え方を根拠にしているものである。

ニ　本件でのアプローチ

本件では、内国私法に準拠して、我が国の「信託」の本質的要素を検討の上、事実認定の問題として、どのような取引がされ、どのような経済的成果があったのか、契約文書等、生の事実を仔細に検討し、それが我が国の信託の本質的な要素に合致するか否かにより、判断された。

(12)　東京地裁平成 28 年 7 月 19 日（訟月 63 巻 10 号 2237 頁）。

(13)　横溝大「ニューヨーク州法を準拠法とする国際契約と法人税法上の「取得」」ジュリスト 1511 号 150 頁（2017）。

(14)　東京高裁平成 22 年 5 月 27 日（訟月 58 巻 5 号 2194 頁）。

本件では、上記ハのように租税回避行為の有無は問題となっておらず、また上記ロのように契約の文言や翻訳等についても、特に争いになっていない。契約準拠法自体はオランダ法であったものの、日本の信託法の判断基準をストレートにあてはめることがしやすかった事例と考える。

課税実務的には、外国私法を基準に判断するとすれば、外国の法令、裁判例、学説等、広く配慮せざるを得ず、判断に多くの時間を要する可能性があり、現実的に無理があるのではなかろうか(15)。本裁決のように、内国私法準拠説に立って、事実認定として、生の事実を我が国の私法にあてはめ、仔細に判断していくことは、妥当な判断手法であろう。

次なる問題は、内国私法準拠説によった場合、オランダ法の法律関係が我が国の信託法上の「信託」「受益者」等の概念に相当するかどうかの評価はどのような観点から行うべきか、言い換えれば、問題となっている外国取引のどのような属性に着目して判断すべきかという点になってくるが、本裁決は、信託の“本質的要素”という基準から判断した。これは、上記イの最高裁判示にある、本質的な属性、客観的かつ明確な基準の考え方と同様と考える。

⑷　我が国の信託法における「信託」の意義

上記のとおり、本件のような外国私法によって成立した法律関係が我が国の信託法上の信託の概念に該当するか否かについては、当該法律関係が我が国の信託法における「信託」の本質的要素と同等のものを有するか否かによるべきであり、併せて、成立の手法として当該法律関係が信託法第３条各号に掲げる方法（信託契約による方法、遺言による方法、信託宣言による方法）によって生じたか否かについても検討すべきこととなる。

本裁決では、上記３⑴ロのとおり、信託法第２条第１項を参照し、信託該当性を判断する際の本質的要素として３点（①当初信託財産の受託者への帰属、②信託目的の設定、③受託者の信託財産管理等の義務の設定）を挙げた。この要件は、同項の規定をストレートに表したものと言えるが、実は信託法上、信託の成立要件について、この条項以外に、統一的で明確な判断基準はないとされている(16)（信託の成立要件についてのリーディングケースとされる、平成 14 年最高裁判決(17)でも明確にされていない。）。

また、信託設定方法の一つである信託契約においては、委託者が信託を設定するという意思を有し、それについて合意がされなければならないが、必ずしも「信託を設定する」という言葉を用いている必要はないと解されている(18)。平成 14 年最高裁判決でも、当事

(15)　事業再編についてであるが、同様に課税実務からの問題意識を論ずるものとして、佐藤修二「外国法準拠の組織再編とわが国の課税―法律実務家の観点から―」ジャパン・タックス・インスチチュート国際課税委員会資料（2011.5.12）（https://www.japantax.jp/mm/.file_kokusai/110512siryou.pdf）（最終閲覧令和７年８月 19 日）。

(16)　竹中悟人「信託の成立要件についての覚書」『信託奨励金論集 35 号』63 頁（2014）。

(17)　最高裁平成 14 年１月 17 日（民集 56 巻１号 20 頁）。地方公共団体甲から公共工事を請け負った事業者乙が、甲から前払金の支払を受け、銀行に預金していた事実関係のもとで、甲と乙の間で、甲を委託者、乙を受託者、前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払いに充てることを目的とした信託関係が成立しているとした。

(18)　道垣内弘人『信託法（第２版）』58 頁（有斐閣、2022）

者に信託を設定するという明確な意思がなくても信託の成立が認められており、同判決の調査官解説[19]によれば、「当事者が信託という文言を用いていたか否か、法的な意味において信託契約という認識を有していたか否かは、信託契約の成否につき、決定的な意味を持たない。…当事者が信託関係の成立を基礎づける事実関係を認識していれば足りる。」と解説されている。

このように、信託の成立要件が比較的単純であって、当事者の明確な意思がなくても成立するため、様々な場面で、信託の成立の可能性が考えられている。弁護士の預り金、損害保険会社代理店が受領した保険料、マンション管理会社の預り金などについても信託の成立を認める余地があると論じられている[20]ところである。

本件では、本件オランダ財団の設立や本件発行契約等は、本件米国法人が請求人に吸収される前のこと[21]でもあり、日本の信託制度を意識して本件の契約等が行われたわけではないが、契約文書等から、我が国の信託と同様の法律関係が認められた背景としては、このような信託の成立要件の単純性・成立方法の非要式性も考えられるところである。

⑸　本件のあてはめにおける４つの文書に対する判断について

本裁決では、「本件発行契約及び本件移転契約は、本件設立証書及び本件管理条項の存在が前提となって成立して」いるとして、これら４つの文書の内容を総合的にみて、本件米国法人と本件オランダ財団との間の信託契約の成立を認めたものであるが、これに対し、原処分庁は、本件管理条項が二者間の合意ではないこと、本件発行契約からは、「特定の者が、定められた目的に従って、当該財産につき、管理又は処分及びその他の当該目的の達成に必要な行為をする義務を負うことが定められていること」が定められていないこと等、それぞれの文書を厳格にみて、信託の成立要件を満たしていないと主張していた。

本件において、各文書を単独でみたところで、信託契約が成立しないとした原処分庁の見方も一理あるように思われるが、前述の平成 14 年の最高裁判決をみる限り、明確な意思表示がなくとも信託の成立が認められる余地があるのであり、本件発行契約等は、平成 23 年６月９日、６月 10 日というほぼ同日に成立し、いずれも密接に関わっているものであるから、本件発行契約等の４つの文書を総合的にみて、本件米国法人と本件オランダ財団の間に信託の成立を認めることは、理解しやすいものではなかったかと思われる。

５　さいごに

我が国の現行税法上、法人課税信託や集団投資信託等、ただし書き信託については、比較的明確な要件と課税ルールが法令に規定されているが、これを除いた残りすべてとされる受益者等課税信託の課税ルールについては明確ではない点が多く、単純なものから複雑なものまで多種多様な信託が、この受益者等課税信託に該当し、多くの未解決の問題が残されている、と指

[19]　中村也寸志「最高裁判所判例解説民事篇平成 14 年度（上）」18 頁

[20]　道垣内・前掲注(18).15-16 頁。

[21]　吉村浩一郎「外国法に基づく法律関係について日本税法上の「信託」該当性を肯定し、外国子会社合算税制に基づく課税処分が取り消された事例」2024 年４月税務ニュースレターNo.29・2 頁（長島・大野・常松法律事務所）（https://www.noandt.com/publications/publication20240409-1/）（最終閲覧令和７年８月 19 日）

摘されている(22)。外国での法律関係を我が国の税法上の「信託」にあてはめて検討する場合、ただし書き信託は、要件が限定されているため、これに該当するとして判断されることは少なく、本件のように、それ以外として受益者等課税信託にあてはめて考えていくケースが多くなると思われるが、ただでさえ、国外取引ということで、事実関係や外国法令の情報入手や理解が難しいことに加え、受益者課税信託そのものの問題も加わるとなると、なかなか難しい問題を惹起しそうである。

さらに、法人税法における「信託」が、信託法からの借用概念といっても、上記４⑷のとおり、信託法の定める「信託」の定義は意外に広い。信託はその柔軟性ゆえ、租税回避に使われる可能性もあるものだが、借用元となる信託法の規律が緩いとすれば、税法上の信託の適用範囲が広がるおそれも懸念される(23)。この点、本裁決は、信託の本質的要素という要件で縛りをかけてきたと言え、今後、信託をめぐる外国法による法律関係が問題となる事案に対して参考となるものであるが、本件は、あくまで信託に係る個別の判断であることから、本裁決でいうところの「本質的要素」が、税法の適用条文ごとに変わるのか（税法の各規定の趣旨目的から変わるのか）、租税回避が問題になっている場面か否かで変わってくることになるのか、今後の事例の蓄積や継続的な検証が望まれるところでもある。納税者の予測可能性の確保という点では、文書回答や事前照会などの活用も考えられる。

(22)　佐藤英明『新版　信託と課税』402 頁、411 頁（弘文堂、2020）。

(23)　同様の問題意識として、泉絢也「租税法上の信託の意義」税務事例（Vol.44　No.1）(2012.1)。